施工体制の把握に関する点検要領運用マニュアル

１．はじめに

（１）適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

（２）現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法（昭和２４年法律第１００号）においては、下請契約の請負代金の合計が５，０００万円以上（建築一式工事の場合は、８，０００万円以上）となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）においては、公共工事については、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した建設業者が下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成すること、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

千葉市では、「千葉市下請負の適正化に関する指導指針」において市発注工事を直接請負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請負わせたときは、市との請負契約締結後原則として１ヶ月以内に下請業者選定通知書により、施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならないとされている。

公共工事において適切な施工体制を確保するため、発注者においては、上記制度に

したがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。

２．現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

（１）現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

平成１３年３月３０日の建設業法施行規則の改正により、同年１０月１日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について２次以下の下請金額についても記載することが義務付けられ、平成２４年５月１日の建設業法施行規則の改正では、同年１１月１日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなり、さらに、令和２年８月２８日の建設業法施行規則の改正により、同年１０月１日以降、監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として追加されることとなり、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除の徹底を図ることが望ましい。

（２）特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に次の２点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

①技術者の現場専任性の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者（特例監理技術者は除く）又は監理技術者補佐に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任性の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的雇用関係の考え方については、「建設工事等における技術者等の取扱いについて」（平成２８年４月２８日付千葉市財政局資産経営部契約課通知）において、公共工事において発注者から直接請負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申し込みのあった日以前に３ケ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。

②一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が

請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任性を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

※一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成２８年１０月１４日付国土建第２７６号）を参照

３．施工体制等の確認に当たっての留意事項

（１）現場確認の体制

現場施工体制の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

（２）契約機関との相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者に対し自ら是正を求める一方で、契約担当課に連絡し、連絡を受けた契約担当課においても、当該建設業者に対し必要な報告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、契約担当課及び許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

（３）入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならないとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

（４）建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づき監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

（５）第三者による施工体制の確認

入札契約適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも掲示することとし

た趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対してこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。

附　則

平成２７年４月　１日改正
平成２９年４月　１日改正
平成３０年１月１２日改正
平成３１年４月２４日改正
令和　３年４月　１日改正
令和　５年１月　１日改正
令和　７年２月　１日改正